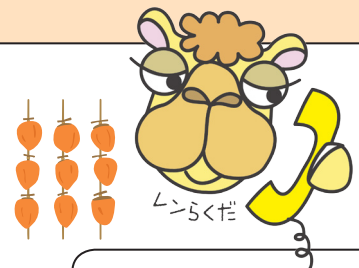


# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年10月号

## 「いらないものはありませんか？」 強引な訪問買取り（訪問購入）に注意！！

「不用品を買い取る」と言って訪問して来た業者に、十分な説明もないまま、強引に貴重品を安く買い取られたというトラブルが発生しています。

### 相談事例



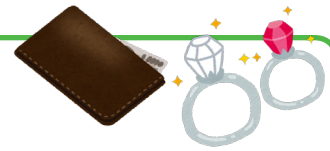
業者から買取りの勧誘電話があり、承諾して訪問を受けた。  
着物や貴金属など数点を見てもらい、売るかどうか迷っていたら、  
勝手に3,000円だけ置いて、貴金属を持って行ってしまった。

きちんと契約しておらず、売ることに同意していなかったため、品物を返してほしい。名刺を見て業者に電話をするが、つながらない。



上記のようなトラブルが発生した場合は、迷わず  
最寄りの消費生活センターに相談してください。

## その他の事例



「洋服や靴、バッグなど不用品はないか。何でも買い取る」と業者から電話があり、来訪を承諾した。準備していた洋服や靴を出したが、それだけではおさまらず、**貴金属を見せてほしい**と、しつこく居座られた。

「壊れていてもいいので、**要らなくなった貴金属はないか**」と業者から電話があり、承諾後、訪問があった。ネックレスや指輪などを数点買い取ってもらい、契約書と現金を受け取ったが、**あまりにも安いと思うので、品物を返してほしい**。



### <消費者へのアドバイス>

- 法律で、事前に承諾のない訪問は禁止されています。買取りのため訪問したいという電話には慎重に対応しましょう。
- 業者の訪問を承諾した場合は、**一人で対応しない**ようにし、家族・知人などに同席してもらいましょう。
- 売るつもりのない貴金属や貴重な品物は見せない**ようにしましょう。
- 買取りの金額に納得できない場合は、**はっきりと断り**ましょう。
- 買い取ってもらう場合は、必ず**契約書面をもらい**ましょう。購入業者は、物品の種類や特徴、業者の名称や連絡先、クーリング・オフの説明などを記載した書面を交付する義務があります。
- 訪問購入には、クーリング・オフ制度がありますが、品物を渡してしまうと、現実的には取り戻せない場合もあります。クーリング・オフ期間内（書面を受け取ってから8日間）は物品の引き渡しを拒むことができますので、**契約後すぐに品物を渡さない**ようにしましょう。

売  
り  
ま  
せ  
ん

帰  
っ  
て  
く  
だ  
さ  
い



### 家庭でできる 防犯対策



特殊詐欺被害のほとんどは固定電話がきっかけです。固定電話を**在宅でも留守番電話に設定**するなどの対策をして、犯人や悪質業者と話をしないようにしましょう。



ただいま防犯対策のため、留守番設定にしています。

# 中古車購入でこんなトラブルが起きています！

## 事例1

家族が中古車販売店に行き中古車を購入した。全額現金で支払った後に、都合が悪くなり解約したいと伝えたが、解約するには解約料を支払わなければいけないと言われた。**まだ納車前なので、無条件で解約できるのではないか。**



### <注意とアドバイス>

この相談者の契約書には、車両の登録、あるいは修理などに着手した時点で契約が成立すると書かれていました。このケースでは、すでに修理が始まっていたので、解約料を支払う必要があると考えられます。

契約する際には、契約の内容を販売店によく確認しましょう。



## 事例2

「走行距離が850kmでありお買い得」と店員に勧められ、中古車を購入した。半年後の自動車整備の際、購入前にすでに8611km走行していたという記録が残っていることが分かった。**走行距離が改ざんされていたので、キャンセルしたい。**



### <注意とアドバイス>

購入後に走行距離・事故歴等の重要事項について事実と異なることが発覚した場合、原則としてキャンセルできるので、販売店と交渉してみましよう。

この相談者の場合は、交渉の結果、購入代金を一部返金してもらい、そのまま乗り続けることにしました。



自動車の購入契約には、クーリング・オフの適用はありません。

特に中古車は、一台一台の使用歴・整備状況や車種などによって、価格が大きく異なるので、十分な確認が必要です。その場ですぐに契約せず、契約書や約款をよく読み、「契約の成立時期」、「解約の条件」、「保証制度」などを必ず確認し、試乗したうえで購入しましょう。

また、オークションサイト等でよく知らない業者から現物を見ずに購入するのは、非常にリスクが高いことも認識しておきましょう。トラブルに遭わないためには、信頼できる業者を選ぶことも重要です。



# 「くらしの講座」オンライン受講生募集!

参加費：無料 定員：各回 30名

開催日時・講義内容等	
10月10日(土) 13:30~14:30 (60分)	<b>科学的に考える! 食の安全とリスク</b> 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部長 畝山 智香子氏
10月20日(火) 13:30~14:30 (60分)	<b>人生100年時代のマネープラン ~くらしの中のリスクとお金~</b> ファイナンシャルプランナー(CFP) 前野 彩氏
10月30日(金) 20:00~21:00 (60分)	<b>気をつけよう! コロナ禍のネットトラブル</b> 仁愛大学 人間学部 コミュニケーション学科 安彦 智史氏
11月3日(火) 祝日 13:30~14:30 (60分)	<b>世界のくらしはどう変わる? 未来を先取り! 新たな社会</b> カナン株式会社 桂木 夏彦氏

今年度のくらしの講座は、オンライン(Zoom)で開催します。専門家や大学の先生などを講師に、消費生活の問題について学びましょう!

### 【各講座参加の流れ】

1. ホームページ (<http://www.kuranavi.jp>) からお申込みください。各講座の開催日の1週間前まで受付します。
2. Zoomについての説明と講座詳細をメールでお送りします。
3. 限定公開講座の「招待メール」をお送りします。
4. 講座開始時間に「招待メール」中のURLをクリックして受講開始。



### 【お問合せ先】

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所  
〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地  
TEL 0776-52-0626

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

## 消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

10・11月の開設日

開設時間 14:00 ~ 16:00

分野	10月		11月	
福井弁護士会(法律)	1日(木)	県嶺南消費生活センター	5日(木)	県嶺南消費生活センター
	6日(火)	県消費生活センター	10日(火)	県消費生活センター
	21日(木)	県消費生活センター	18日(木)	県消費生活センター
司法書士(法律)	22日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター
福井県建築士会(建築)	19日(月)	県消費生活センター	-	-

\*事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。



## 消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

**受付時間 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始は休館)**



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

## ☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

<安全安心ふくいツイッター>



消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローして下さい。